

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした高年齢雇用継続基本給付金を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務するA会社を通じ、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を求めた。これに対し、安定所長は、同月〇日、請求人の同給付金の受給資格の確認を行った。

(2) 安定所長は、平成〇年〇月〇日、事業主から送付された平成〇年〇月から平成〇年〇月までの高年齢雇用継続給付支給申請書（以下「前回申請」という。）を受理した。これに対し、安定所長は、同年〇月〇日、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第101条の5第3項所定の申請期限（四箇月）を経過していることを理由に、同期間の高年齢雇用継続基本給付金を支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分に対し、審査請求（以下「前回審査請求」という。）及び再審査請求を行ったが、いずれも棄却された。

(3) 施行規則第101条の5第3項は、平成27年3月31日付けで改正され（平成27年厚生労働省令第60号。以下、この施行規則改正を「本件規則改正」という。）、申請期限を過ぎた場合でも、時効（2年）が完成するまでは申請が可能となった。

(4) 請求人は、本件規則改正を受け、改めて安定所長に対し、平成〇年〇月〇日付けで平成〇年〇月から平成〇年〇月までの高年齢雇用継続給付支給申請書を

提出した。これに対し、安定所長は、同年〇月〇日、時効完成を理由に不受理とする旨通知（以下「本件処分」という。）した。

(5) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで本件処分が雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条第1項所定の審査請求の対象となる処分ではないことを理由にこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

(6) そこで、当審査会が審査官の却下決定の当否について審査したところ、審査官は本件処分を不受理決定であるとしているが、行政手続法上、請求人からの申請に対し、安定所長は支給決定又は不支給決定をすることになっているので、本件処分は不支給決定をしたものと解するのが相当である。したがって、当審査会としては、審査官が法第69条第1項所定の審査請求の対象となる処分ではないことを理由に審査請求を却下したことは不当であり、本件再審査請求を適法なものとして認め、本案の審理をするものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見の要旨

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、高年齢雇用継続基本給付金を支給しないとした本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 高年齢雇用継続基本給付金の申請は、本件規則改正により、平成27年4月1日以降、支給対象月の末日の翌日から起算して2年を経過する日までは可能となった。

請求人は、本件規則改正を受け、平成〇年〇月〇日付けで平成〇年〇月から平成〇年〇月までの同給付金の支給申請をしたが、請求人が申請した支給対象月のうち、平成〇年〇月分の高年齢雇用継続基本給付金についてさえも、同年〇月〇日から権利行使が可能であって、同支給申請の全部につき、平成〇年〇月〇日の申請時においては、既に2年の時効期間が経過しているものといえる。

(2) これに対し、請求人は、前回申請当時において時効完成前であれば、遡及的に救済すべきであると主張するが、本件規則改正については、そのような経過措置は設けられておらず、また、前回申請当時においては、改正前の施行規則第101条の5第3項所定の「支給対象月の初日から起算して四箇月以内」が適用されることとなるから、請求人の主張は、独自の見解であって、採用することができない。

(3) したがって、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの高年齢雇用継続基本給付金については、時効が完成しているため、請求人が同給付金を受給する権利は失われているものと判断する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした高年齢雇用継続基本給付金を支給しないとした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。